

中家第506号  
令和7年1月20日

中南部市町村長 殿

中央家畜保健衛生所長  
(公印省略)

早期通報の徹底による高病原性鳥インフルエンザのまん延防止について

高病原性鳥インフルエンザは、今シーズン、これまでに14道県39農場で発生が確認され、特に1月以降は5県23農場と過去にない勢いで急増しており、養鶏の密集地域において発生が連続している事例も見られています。

本病のまん延を防止するには、発生農場における早期封じ込めが極めて重要であり、農場において飼養鶏の死亡の増加等の異状を早期に発見し、速やかに都道府県に連絡するとともに、発生が確認された場合における迅速な防疫措置を徹底する必要があります。

しかしながら、今シーズンの発生事例においては、農場から家畜保健衛生所への早期通報が行われなかった事例(特定症状に該当していたにも関わらず100羽を超える死亡が見られるまで通報されなかったなど)が散見されております。

飼養鶏における異状の早期発見及び早期通報が適切に行われなければ、迅速な防疫措置を講ずることができず、地域におけるまん延リスクを高めることとなります。

このことを踏まえ、貴職におかれましては、下記の事項も含めて、早期通報の重要性について家きん飼養者に御指導ください。

記

- 1 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した家きんの体内で急速に増幅し体外へ排出されることから、感染鶏群における異状の早期発見が遅れた場合、当該農場の家きんのみならず、周辺農場への感染リスクが増大する。このことを踏まえ、日頃の健康観察を励行し、異状の早期発見及び早期通報を徹底すること。
- 2 通報の遅れが見られた場合、高病原性鳥インフルエンザのまん延リスクを高める可能性があるものとして、発生時に殺処分した家きん等に交付される手当金が減額される事由となり得るものであり、実際に減額された事例もあること。

以上